議　　題

市民関係部課長会議

議題１　個人番号カードの印鑑登録証等としての利用状況について（豊川市提出）

【要旨】

印鑑登録証明書の発行事務において、本市では窓口交付の際には条例の規定により印鑑登録証の提示を求めておりますが、印鑑登録証を忘れた方や紛失された方でマイナンバーカードを所持している場合、コンビニエンスストアではマイナンバーカードで発行できるのに窓口ではなぜできないのかとのご意見をいただき、対応に苦慮することがあります。一方で、窓口においてマイナンバーカードでの印鑑登録証明書交付を実現するためには、機器の設置、運用の見直し、条例改正等が必要となるほか、コンビニ交付が一定程度普及している状況もあり、その必要性に疑義があるところです。

そこで、各市の対応状況について、以下の点についてご教示ください。

（１）窓口において個人番号カードの印鑑登録証等としての利用の可否

→利用可能としている場合は（２）を回答

→利用不可としている場合は（４）を回答

（２）利用方式及び導入に至った経緯やその利用方式を採用した理由

（利用方式の選択肢）

ア　個人番号カードの条例等利用領域又は磁気テープ等を利用

イ　利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録者識別カードとして利用　→（３）を回答

ウ　その他（具体的に記載をお願いします）

（３）利用者証明用電子証明書の効力が失われていないことの確認及び電子証明書の有効であることの確認手法【（２）でイを選択した場合のみ回答】

ア　統合端末

イ　市が所有するスマートフォン等でマイナポータルへログイン

ウ　確認せず、マイナンバーカードの目視確認のみ

エ　その他（具体的に記載をお願いします）

（4）実施していない理由（複数選択可）

ア　実施すること自体の必要性を感じていない

イ　自庁内に多機能端末を設置している

ウ　自庁内のコンビニ等に多機能端末が設置されている

エ　自庁内に自動交付機等を設置している

オ　らくらく窓口証明書交付サービスを導入している

カ　その他（具体的に記載をお願いします）

議題２　印鑑登録原票の保管状況について（豊川市提出）

【要旨】

本市では現在、印鑑登録原票を紙媒体で保管しており、保管場所の確保及び除票の抜き取り作業に苦慮している状況です。

令和８年３月３０日付けで通知のあった印鑑登録証明事務処理要領の一部改正により、印鑑登録原票について磁気ディスクをもって調製することが適当であるとされたことを踏まえ、本市においても紙媒体での管理を廃止することができないか検討しているところです。

そこで、各市の対応状況等について、以下の点についてご教示ください。

（１）原票の調製（保存）方法について

ア　紙媒体のみ

イ　磁気ディスクのみ　→（２）を回答

ウ　磁気ディスクと可視台帳（紙媒体）の併用

（２）過去に作成して保管されていた紙の印鑑登録原票について

ア　廃棄した、廃棄している　→移行から廃棄するまでの期間を記載

イ　現在も保管している

（３）その他、今後の方向性及び課題

議題３　マイナンバーカード交付関連事務増加に伴う対応について（北名古屋市提出）

【要旨】

氏名の振り仮名表記に伴うマイナンバーカード関連事務の増加に加え、令和８年末頃から令和９年度にかけ、電子証明書の更新及びマイナンバーカードの更新手続きの件数が大幅に増加することが見込まれています。

そこで、今後の取り組みの参考とさせていただくため、窓口の混雑緩和に向けた対策等について各市の状況をご教示ください。

（１）窓口の混雑緩和に向け、対策を検討されていることがあればご教示ください。（複数選択可）

ア 窓口受付体制・動線の見直し

イ 窓口予約システムや発券機の導入（または拡張）

ウ 電子証明書更新手続き等の郵便局への事務委託

エ 会計年度任用職員の増員

オ 窓口業務の民間委託（対面業務・バックオフィス業務等）

カ その他（具体的に記載をお願いします）

キ 特に対策は検討していない

（２）その他、窓口の混雑緩和のためにこれまで取り組まれた事例や、現在の課題があればご教示ください。

総行住第５０号
令和８年３月３０日

各都道府県知事　殿
各指定都市市長　殿

総務省自治行政局長
（　公　印　省　略　）

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について（通知）

今般、印鑑登録証明事務処理要領（昭和 49 年２月１日自治振第 10 号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては内容を承知いただくとともに、各都道府県知事におかれては域内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に周知してください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第１　改正事項

市町村における印鑑登録証明の事務の処理に係る情報システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第 40 号）第６条第１項において必要な基準を定めることとされているところ、今般、同項に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第２条第１項に規定する標準化対象事務を定める政令第５号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和８年総務省令第 33 号）が制定されたことを踏まえ、印鑑登録証明の事務の取扱いについて、所要の改正を行ったこと。

第２　印鑑登録証明事務処理要領の一部改正

印鑑登録証明事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。

第３　実施期日

この通知は、令和８年４月１日から実施する。

【担当】
総務省自治行政局住民制度課
手塚係長、杉浦主査、渡邉官、釘宮官
03-5253-5517（直通）

印鑑登録証明事務処理要領新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

令和８年４月１日以降	現行
第２　印鑑の登録に関する事項	第２　印鑑の登録に関する事項
１～２　（略）	１～２　（略）
３　登録	３　登録
(1)～(2)　（略）	(1)～(2)　（略）
(3)　登録申請者が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請した場合において、次に掲げる文書のうちのいずれかのものの提示によつて、市町村長が当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることが適正であると認定したときには、(2)の方法を省略することができるものとする。	(3)　登録申請者が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請した場合において、次に掲げる文書のうちのいずれかのものの提示によつて、市町村長が当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることが適正であると認定したときには、(2)の方法を省略することができるものとする。
ア　官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて本人の写真を貼付したもの	ア　官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて本人の写真を貼付したもの
イ　市町村において既に印鑑の登録を受けている者により登録申請者が本人に相違ないことを保証された書面	イ　当該市町村において既に印鑑の登録を受けている者により登録申請者が本人に相違ないことを保証された書面
(4)　（略）	(4)　（略）
(5)　現に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合であつて、当該申請の同日に現に登録している印鑑に係る印鑑登録証明書の交付を行っているときには、異なる印影の証明書が同日に複数発行されることを避けるため、当該印鑑登録証明書を回収することが適当である。	（新設）
４　登録印鑑	４　登録印鑑
(1)～(2)　（略）	(1)～(2)　（略）

(3)　市町村長は、(2)－ア及びイにかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）が住民票の備考欄に記載（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。	(3)　市町村長は、(2)－ア及びイにかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。
5　印鑑登録原票	5　印鑑登録原票
(1)～(2)　（略）	(1)～(2)　（略）
(3)　印鑑登録原票の調製 市町村長は、印影及び印影以外の事項を登録した印鑑登録原票を、磁気ディスクをもつて調製することが適当である。なお、磁気ディスクをもつて調製する場合において、印鑑登録原票と別に印影を紙に押下し作成した台帳（以下「可視台帳」という。）の作成及び保管を行うことは差し支えない。	(3)　印鑑登録原票の調製 市町村長は、統合管理する限り、印影と印影以外の事項とを別葉の印鑑登録原票に登録することができるものとする。 この場合において、印影以外の事項を登録した印鑑登録原票については磁気ディスクをもつて調製することができるものとする。
第３　（略）	第３　（略）
第４　印鑑登録証明書に関する事項	第４　印鑑登録証明書に関する事項
１（略）	１　（略）
２　印鑑登録証明書	２　印鑑登録証明書
(1)　印鑑登録証明書は、印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し（可視台帳に登録されてい	(1)　印鑑登録証明書は、印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録され

る印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。(2)において同じ。）について市町村長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。	ている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。(2)において同じ。）について市町村長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。
ア～オ　（略）	ア～オ　（略）
(2)～(3)　（略）	(2)～(3)　（略）
第５～６　（略）	第５～６　（略）
第７　その他に関する事項	第７　その他に関する事項
１～２（略）	１～２　（略）
３　保存期間	３　保存期間
印鑑登録原票の除票その他の書類の保存期間は、原則として、次に掲げる期間の範囲内とするものとする。	印鑑登録原票の除票その他の書類の保存期間は、次に掲げる期間の範囲内とするものとする。
ア　印鑑登録原票の除票にあつては、５年	ア　印鑑登録原票の除票にあつては、５年
イ　印鑑登録原票の除票を除く書類にあつては、２年	イ　印鑑登録原票の除票を除く書類にあつては、２年
４～５　（略）	４～５　（略）
６　有効期限切れの住民基本台帳カードを印鑑登録証等として利用する場合の取扱い	６　住民基本台帳カードを印鑑登録証等として利用する場合の取扱い
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号整備法」という。）第20条第１項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（番号整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の44第３項の規定により交付された住民基本台帳カードをいう。）を印鑑登録証等として利用する場合の取扱いについては、住民基	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号整備法」という。）第20条第１項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（番号整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の44第３項の規定により交付された住民基本台帳カードをいう。）を印鑑登録証等として利用する場合の取扱いについては、「印鑑

本台帳カードの券面の有効期限が満了している場合であつても、「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について（通知）」（平成27年９月18日付け総行住第128号総務省自治行政局住民制度課長から各都道府県住民基本台帳等担当部長あて通知）による改正前の印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年２月１日付け自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の規定の例によるものとする。	登録証明事務処理要領の一部改正について（通知）」（平成27年９月18日付け総行住第128号総務省自治行政局住民制度課長から各都道府県住民基本台帳等担当部長あて通知）による改正前の印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年２月１日付け自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の規定の例によるものとする。

○印鑑の登録及び証明に関する事務について（昭和 49 年２月１日自治振第 10 号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）

印鑑の登録及び証明に関する事務の合理化については、先に印鑑証明事務合理化研究会より自治大臣に対して「印鑑の登録及び証明制度の合理化に関する報告書」が提出されたところであるが、今回、おおむねこの報告の内容に沿いつつ、印鑑の登録及び証明に関する実務の改善に資することとなるよう別添のとおり「印鑑登録証明事務処理要領」をまとめたので、送付する。

今後における印鑑の登録及び証明に関する制度の改善は、この要領に準拠することが適当であるので、管下市町村をよろしく御指導願いたい。

印鑑登録証明事務処理要領

第１　目　　的

この要領は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、印鑑の登録及び証明に関する事務が正確かつ迅速に処理されるために、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が準拠すべき事項を定め、もつて住民の利便を増進するとともに取引の安全に寄与し、あわせて市町村の行政の合理化に資することを目的とする。

第２　印鑑の登録に関する事項

１　登録資格

(1)　印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）に基づき、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者とするものとする。

(2)　(1)に定めるところにかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができないものとする。

ア　15 歳未満の者

イ　意思能力を有しない者（アに掲げる者を除く。）

２　登録申請

印鑑の登録の申請は、次に掲げる方法によつて行うものとする。

(1)　印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、登録の申請を書面で市町村長に対して行わなければならないこと。

(2)　登録申請者が疾病その他止むを得ない事由により、登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により、申請することができること。

３　登　　録

(1)　市町村長は、登録申請者又はその代理人から印鑑の登録の申請があつたときは、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するほか、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、登録するものとする。

(2)　(1)の確認は、印鑑の登録の申請の事実について郵送その他市町村長が適当と認める方法

により当該登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び市町村長が適当と認める書類を登録申請者又はその代理人に持参させることによつて行うものとする。

(3)　登録申請者が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請した場合において、次に掲げる文書のうちのいずれかのものの提示によつて、市町村長が当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることが適正であると認定したときには、(2)の方法を省略することができるものとする。

ア　官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて本人の写真を貼付したもの

イ　市町村において既に印鑑の登録を受けている者により登録申請者が本人に相違ないことを保証された書面

(4)　なお、(2)及び(3)の本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

(5)　現に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合であつて、当該申請の同日に現に登録している印鑑に係る印鑑登録証明書の交付を行っているときには、異なる印影の証明書が同日に複数発行されることを避けるため、当該印鑑登録証明書を回収することが適当である。

4　登録印鑑

(1)　登録できる印鑑の数量は、１人１個に限るものとする。

(2)　市町村長は、登録を受けようとする印鑑が次に掲げるもののうちのいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録しないものとする。

ア　住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第 30 条の 16 第１項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組合わせたもので表していないもの

イ　職業、資格、その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

ウ　ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

エ　印影の大きさが１辺の長さ８ミリメートルの正方形に収まるもの又は１辺の長さ 25 ミリメートルの正方形に収まらないもの

オ　印影を鮮明に表しにくいもの

カ　その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの

(3)　市町村長は、(2)－ア及びイにかかわらず、外国人住民（法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）が住民票の備考欄に記載（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

5　印鑑登録原票

(1)　必要登録事項

市町村長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査した上、印影のほか当

該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

ア　登録番号

イ　登録年月日

ウ　氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

エ　出生の年月日

オ　男女の別

カ　住　　所

キ　外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

(2)　任意登録事項

市町村長は、印鑑登録原票に(1)に掲げる事項のほか印鑑の登録及び証明に関して必要と認めるその他の事項を登録することができるものとする。

(3)　印鑑登録原票の調製

市町村長は、印影及び印影以外の事項を登録した印鑑登録原票を、磁気ディスクをもつて調製することが適当である。なお、磁気ディスクをもつて調製する場合において、印鑑登録原票と別に印影を紙に押下し作成した台帳（以下「可視台帳」という。）の作成及び保管を行うことは差し支えない。

第３　印鑑登録証に関する事項

１　印鑑登録証

市町村長は、印鑑を登録した場合には、次に掲げる効力を有する印鑑登録証（印鑑の登録を受けている旨を証する書面をいう。）を登録申請者又はその代理人に対して直接に交付するものとする。

(1)　印鑑の登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示しない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができないものであること。

(2)　市町村長は、印鑑登録証を持参して印鑑の登録の証明を受けようとする者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとすること。

２　記載事項

印鑑登録証には、登録番号を記載するほか、次に掲げる事項について記載欄を設けることができるものとする。ただし、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を印鑑登録証又は印鑑登録者識別カード（以下「印鑑登録証等」という。）として利用する場合については、第６によるものとする。

ア　印鑑登録証明書の交付年月日

イ　印鑑登録証明書の交付枚数

３　印鑑登録証の再交付

(1)　印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、次に掲げる場合に限り、当該印鑑の登録をしている市町村長（以下「登録市町村長」という。）に対して印鑑登録証の再交付を申請することができるものとする。

ア　印鑑登録証が著しく汚損又は毀損したとき

イ　印鑑登録証の記載欄に余白がなくなつたとき

(2)　印鑑登録証の再交付の申請は、印鑑登録証を添えて、書面でしなければならないものとする。

(3)　市町村長は、印鑑登録証の再交付の申請があつたときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して直接に印鑑登録証を交付するものとする。

(4)　印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録証を亡失したときは、直ちに登録市町村長に対してその旨を届出なければならないものとする。

4　印鑑登録者識別カード

市町村長は、必要と認める場合には、印鑑を登録した場合において、登録申請者又はその代理人の申請に基づき、印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気又は集積回路を付したカードをもつて調製された印鑑登録証（以下「印鑑登録者識別カード」という。）を交付する（印鑑の登録を受けている者又はその代理人については、その申請に基づき、交付を受けている印鑑登録証と引換えに、印鑑登録者識別カードを交付する）ものとすることができる。

第４　印鑑登録証明書に関する事項

1　印鑑登録証明書の交付

(1)　印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、登録市町村長に対して印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、印鑑登録証を添えて、書面でしなければならないものとする。

(2)　市町村長は、印鑑登録証明書の交付の申請があつたときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付するものとする。

(3)　第３－２により記載欄を設けているときは、(2)の場合において、市町村長は、印鑑登録証に印鑑登録証明書の交付年月日及び交付枚数を記入するものとする。

(4)　印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録者識別カードの交付を受けている場合には、市町村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機に印鑑登録者識別カード及び登録者暗証番号（印鑑登録者識別カードの不正な使用を防止するために暗証として入力される番号で、登録申請者又は印鑑の登録を受けている者が市町村長に届け出たものをいう。以下同じ。）を使用して入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

この場合においては、市町村長による当該申請が適正であることの確認、印鑑登録者識別カードの返付及び印鑑登録証明書の作成は、あらかじめ作成したプログラムに従つて行うものとし、印鑑登録証明書の交付の方法は、端末機からの出力によるものとする。

(5)　市町村長は、第３－１の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が、電子情報処理組織（市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことにより、印鑑登録証明書の交付の申請を受理することができる。

この場合においては、登録番号その他の市町村長が印鑑登録原票との照合に必要と認める事項について入力させ、入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第２条第１項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名（以下「電子署名」という。）を行わせ、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書のいずれかと併せてこれを送信させることにより、申請の意思を確認するものとする。

① 公的個人認証法第３条第１項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第16条の２第１項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書

② 電子署名及び認証業務に関する法律第８条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第２号）第４条第１号に規定する電子証明書をいう。）

この場合における交付の方法は、申請者の請求に基づき、申請者の住所あて、当該印鑑登録証明書を郵送することができるものとする。

２　印鑑登録証明書

(1)　印鑑登録証明書は、印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し（可視台帳に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。(2)において同じ。）について市町村長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

ア　氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

イ　出生の年月日

ウ　男女の別

エ　住　　所

オ　外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

(2)　市町村長が印鑑登録証明書を作成するに当たつては、特に印影の写しが鮮明になるような方法によるものとする。

(3)　市町村長は、印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

第５　印鑑の登録の廃止等に関する事項

１　印鑑登録の廃止申請

(1)　印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、登録市町村長に対して当該印鑑の登録の廃止を申請する場合には、印鑑登録証を添えて、書面でしなければならないものとする。

(2)　印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、当該登録された印鑑を亡失した場合には、登録市町村長に対して、印鑑登録証を添えて、直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなけれ

ばならないものとする。

(3)　登録市町村長は、印鑑の登録を受けている者が、電子情報処理組織を使用して行う当該印鑑の登録の廃止の申請を受理することができる。

この場合においては、第４－１－(5)に準じ、申請の意思を確認するものとする。

また、当該申請を行った者は、印鑑登録証を亡失した場合を除き、速やかに印鑑登録証を返納しなければならない。

２　登録事項の修正

(1)　印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、住所等の登録事項について変更しようとする場合には、登録市町村長に対してその旨を届出なければならないものとする。

(2)　市町村長は、(1)の届出があつたときは審査した上、又は印鑑登録原票に登録されている事項に変更があることを知つたときは職権で、当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

３　印鑑登録のまつ消

(1)　市町村長は、当該市町村において印鑑の登録を受けている者が転出したこと、死亡したこと、氏名、氏（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更した（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）こと又は外国人住民にあつては法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者ではなくなつたこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）その他その者に係る印鑑の登録をまつ消すべき事由が生じたことを知つたときは、職権で当該印鑑の登録をまつ消するものとする。

この場合において、転出したこと、死亡したこと又は法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者ではなくなつたこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）を除く事由による登録のまつ消については、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。

(2)　市町村長は、印鑑の登録の廃止の申請があつたときは審査した上、当該申請書に係る印鑑の登録をまつ消するものとする。

また、印鑑登録証の亡失の届出があつたときについても同様とする。

第６　個人番号カードの印鑑登録証等としての利用に関する事項

１　個人番号カードの印鑑登録証等としての利用

番号利用法第 18 条第１号の条例等において個人番号カードを印鑑登録証等として利用することができる旨を規定している市町村の市町村長は、印鑑を登録した場合で個人番号カードの交付を受けている者から当該個人番号カードを印鑑登録証等として利用する旨の申請があつたときは、印鑑登録証等の交付に代えて、当該個人番号カードを印鑑登録証等として利用することを認めるものとする（個人番号カードを印鑑登録証として利用する場合は２の方法によるものとし、印鑑登録者識別カードとして利用する場合は２又は３の方法によるものとする。）。

２　個人番号カードの条例等利用領域又は磁気テープ等を利用して印鑑登録証等として利用する場合

(1)　個人番号カードの条例等利用領域（個人番号カード等に関する技術的基準（平成 27 年総務省告示第 314 号）第１－12 の条例等利用領域をいう。以下同じ。）又は磁気テープ等を利用して印鑑登録証等として利用する場合には、基本利用領域（個人番号カード等に関する技

術的基準第１－４の基本利用領域をいう。）及び他の利用領域とは独立した条例等利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録するものとする。

(2)　印鑑の登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証等である個人番号カードを提示し、登録者暗証番号（(1)の個人番号カードの条例等利用領域に設定された暗証番号を含む。）を照合することで、印鑑登録証明書の交付を受けることができるものとする。

３　個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録者識別カードとして利用等する場合

個人番号カードに記録されている個人番号カード用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第 22 条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）を利用して印鑑登録者識別カードとして利用する場合には、印鑑の登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録者識別カードである個人番号カードを提示し、公的個人認証法第 38 条第１項の規定による利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明（公的個人認証法第２条第２項に規定する電子利用者証明をいう。以下同じ。）が有効になされたことの確認を受けることで、印鑑登録証明書の交付を受けることができるものとする。

なお、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に代えて、移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備をいう。）に記録されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第 35 条の２に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を利用する場合には、公的個人認証法第 38 条第１項の規定による利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認を受けることで、印鑑登録証明書の交付を受けることができるものとする。

第７　その他に関する事項

１　閲覧の禁止

市町村長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

２　質問調査

市町村長は、印鑑の登録又は証明の事務に関し関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができるものとする。

３　保存期間

印鑑登録原票の除票その他の書類の保存期間は、原則として、次に掲げる期間の範囲内とするものとする。

ア　印鑑登録原票の除票にあつては、５年

イ　印鑑登録原票の除票を除く書類にあつては、２年

４　手数料

印鑑登録証又は印鑑登録証明書に関する手数料は、他の手数料の均衡を考慮して決定するものとする。

５　外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）に基づき当該市町村の外国人登録原票に登録されている者が受けた印鑑の登録の取扱い

(1)　市町村長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号。以下「改正

法」という。）の施行日（改正法附則第１条第１号に定める日をいう。以下同じ。）の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日において印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録については施行日において職権でまつ消するものとする。

この場合において、登録のまつ消については、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。

(2) 改正法の施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において、職権で、当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

6 有効期限切れの住民基本台帳カードを印鑑登録証等として利用する場合の取扱い

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号。以下「番号整備法」という。）第 20 条第１項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（番号整備法第 19 条の規定による改正前の住民基本台帳法第 30 条の 44 第３項の規定により交付された住民基本台帳カードをいう。）を印鑑登録証等として利用する場合の取扱いについては、住民基本台帳カードの券面の有効期限が満了している場合であつても、「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について（通知）」（平成 27 年９月 18 日付け総行住第 128 号総務省自治行政局住民制度課長から各都道府県住民基本台帳等担当部長あて通知）による改正前の印鑑登録証明事務処理要領（昭和 49 年２月１日付け自治振第 10 号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の規定の例によるものとする。